

# 一般社団法人日本内分泌学会

## 近畿支部規約

### (総則)

- 第 1 条 本規約は一般社団法人日本内分泌学会(以下本学会と略)定款ならびにその「支部に関する内規」に基づく近畿支部(以下本支部と略)に関する規定である。
- 第 2 条 本支部を一般社団法人日本内分泌学会近畿支部と定める。
- 第 3 条 本支部の事務局を本支部幹事会の指定する場所に置く。

### (目的)

- 第 4 条 本支部は近畿地方における内分泌代謝学に関する学術研究および診療の発展を図るとともに内分泌代謝学について広く啓蒙を行うことを主たる目的とする。

### (会員)

- 第 5 条 本支部は近畿地方(京都、大阪、兵庫、滋賀、和歌山、奈良の 2 府 4 県)に在住する或いは主たる仕事の場を持つ日本内分泌学会会員および本支部の目的に賛同する賛助会員よりなる。
- 第 6 条 賛助会員は本支部の目的に賛同し、賛助会費を納入した個人または団体とする。
- 第 7 条 本支部会員および賛助会員の会費は本支部幹事会で立案し、支部評議員会と総会の承認を得る。

### (役員)

- 第 8 条 本支部に以下の役員をおく。
- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| 支部長                  | 1 名          |
| 副支部長                 | 2 名          |
| 幹事                   | 若干名          |
| 監事                   | 2 名          |
| 内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長 | 1 名、副委員長 1 名 |

### (役員を選任)

- 第 9 条 支部長、副支部長は次期幹事会立ち上げ準備会で選出後、支部評議員会と総会の承認を得るものとする。
- 第 10 条 幹事および監事は評議員による互選または支部長の推薦により選出される。
- 第 11 条 次期支部長予定者は、内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長を自らの推薦により選出し、支部評議員会と総会の承認を得て、日本内分泌学会理事会に報告する。委員長は副委員長を指名する。コンサルタント委員会委員長と副委員長は幹事を兼任しても構わない。
- 第 12 条 支部評議員は本学会の評議員とする。

### (役員職務)

- 第 13 条 支部長は本支部の一切の業務を総括し、支部を代表する。
- 第 14 条 副支部長は支部長を補佐するものとする。
- 第 15 条 内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長と副委員長は所属支部会員から若干名の専門領域別委員を選んで委員会を構成し、日本内分泌学会事務局、会員、あるいは一般市民からの医療上の問い合わせに対応する。
- 第 16 条 本支部幹事会は支部長、副支部長、幹事、内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長、監事から構成される。幹事会では支部総会、支部評議員会に提出する事項、その他支部の運営にとって重要な事項を討議、議決するものとする。
- 第 17 条 支部評議員は支部評議員会を組織して、支部長ならびに幹事会の諮問事項、その他支部の運営に関する事項を審議し、本支部の目的を遂行するために努める。
- 第 18 条 功労評議員は支部評議員会に出席できるが決議には加わらない。

### (役員任期)

- 第 19 条 支部長、副支部長、幹事、監事、および内分泌代謝疾患コンサルタント委員会委員長・副委員長の任期は 2 年とし、再任はさまたげず、再任の限度は設けない。ただし、支部長のみ任期は続けて二期までとする。
- 第 20 条 評議員は満 65 歳の誕生日を迎えた年度末をもって任期を満了し、4 月 1 日から功労評議員となる。但し、役員が任期途中で功労評議員になった場合には、その任期満了まで務める。
- (支部幹事会)
- 第 21 条 支部幹事会は支部長が必要時随時招集する。幹事会の決議は出席委員の過半数による。
- (評議員会、総会)
- 第 22 条 評議員会および総会は学術集会時に開催する。評議員会および総会の議長は学術集会長が兼ねる。評議員会および総会では支部幹事会の審議事項を議決する。決議は出席委員の過半数により承認される。
- (会費の徴収)
- 第 23 条 本支部会費は個人会員、賛助会員に分けて事務局が徴収するものとする。個人会員の支部会費は当分の間本支部学術集会参加費をもって充てる。会費の額は別途規定する。
- (学術集会)
- 第 24 条 本支部の学術集会は年 1 回以上開催する。
- 第 25 条 学術集会の会長は幹事会で推薦し、支部評議員会、総会の承認を得て選出する。会長は、会員とする。
- 第 26 条 学術集会の会期は 1 日または 2 日とする。開催日は、日本内分泌学会の連結決算作業に影響を及ぼすことのないように、年度末月(12 月および 1 月)を避ける。その他の内容については原則として会長に一任する。収支予算書は開催前年度の 9 月末までに支部事務局宛に提出する。予算には法人事業税および消費税の概算額を予め予定しておくものとする。収支報告書は集会開催後、2 ヶ月以内に支部事務局に提出する。
- 第 27 条 共同発表者(=共演者)のうち少なくとも筆頭演者は日本内分泌学会会員とするが支部長又は集会長判断で非会員も認める。
- (会計)
- 第 28 条 本支部の運営には以下の資金をあてる。
  1. 会費
  2. 寄付金
  3. その他の収入
- 第 29 条 年度会計は監事の監査を経た後に支部評議員会ならびに支部総会に諮り、承認を得るものとする。
- 第 30 条 事業年度は毎年 2 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終了する。

付記：2015 年 6 月 2 日改訂

2013 年 4 月 1 日 新法人移行に伴い改訂(「内規」を「規約」に名称変更)

2015 年 4 月 22 日 事業年度変更に伴い改訂

2015 年 10 月 19 日 事業年度変更に伴い改訂

2016 年 10 月 15 日 第 19 条 改訂

2021 年 12 月 22 日 第 27 条 改訂

2022 年 5 月 2 日 第 27 条 改訂